

「令和2年度 静岡年末年始無災害運動」実施中です
令和2年度 第1回「静岡地方労働審議会」を開催しました
改正高年齢雇用安定法が令和3年4月から施行されます
12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です
職場で新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となります
「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました
病気になっても働き続けるポイントを解説するセミナーを開催します
「新卒応援ハローワークの利用方法」の動画を配信開始しました
働き方改革セミナー（無料）開催予定
静岡県内の労働災害発生状況（令和2年11月末現在）
静岡県有効求人倍率（令和2年10月）



御殿場高原時之栖

「令和2年度 静岡年末年始無災害運動」実施中です

令和2年度 静岡年末年始無災害運動 スローガン

「感染防止に安全確認 笑顔で迎える年末年始」

運動期間：令和2年12月1日～令和3年1月15日

年末年始を無事故で過ごし、安全・健康への思いを新たにし、明るい新年を迎えられるよう、12月1日から翌1月15日までの期間中「静岡年末年始無災害運動」を展開しています。

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、災害防止を進めましょう。

△重点実施項目▽

- ※ 転倒災害の防止（「静岡労働局 めかづけ運動」）
- ※ 墜落・転落災害の防止
- ※ はさまれ・巻き込まれ災害の防止
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策

静岡県内では転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれの順に多く、この3つで全体の56%を占めています。



令和2年度 第1回「静岡地方労働審議会」を開催しました

令和2年11月16日、静岡地方労働審議会が開催されました。

上半期の実施の状況と年度後半に向けての方針について審議を行いました。

開催に当たり、畑会長から、「新型コロナウイルスの影響で、雇用状況は悪化し、雇用対策が強く求められています。また、働き方改革も引き続き推進される必要があります。そのため、この審議会の役割も例年以上に重要になっています。」と挨拶がありました。

畑会長の挨拶に続き、谷局長から、「静岡労働局では、最重点施策の第一に『新型コロナウイルス感染症に関する雇用・労働への対応』を掲げ、特別相談窓口の設置や、雇用調整助成金センターの開設など、雇用を維持するための対策に全力で取り組んでいます。」と挨拶しました。

その後、各委員により活発な議論や意見交換が交わされました。



静岡地方労働審議会の模様

改正高年齢雇用安定法が令和3年4月から施行されます

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

今回の改正は、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設けるものです。

65歳までの雇用確保
(義務)

+

70歳までの就業確保
(努力義務)

留意点

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

定年制度、継続雇用制度の見直しのための助成金があります

◆ 65歳超雇用推進助成金 ◆ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html>

詳細は厚生労働省HPでご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

静岡労働局では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施するとともに、労働者や事業主が相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。

【ハラスメント対応特別相談窓口】

○設置期間 令和2年12月1日～令和3年3月31日

(土日祝日を除く) 8:30～17:15

○相談窓口 静岡労働局雇用環境・均等室

TEL: 054-252-5310



詳細は静岡労働局HPをご参照ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news_topics/topics/_120559_00008.html

職場で新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となります

業務に起因して新型コロナウイルスの感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付を受けられます。

対象者

- ◆ 感染経路が業務によることが明らかな場合
- ◆ 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が高い場合
- ◆ 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

※ (例1) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務

※ (例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

詳細は厚生労働省HPのQ & A (項目「5 労災補償」) をご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました（11月4日）

「過労死等防止啓発月間」（11月）の一環として、過労死等を防止することの重要性について、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を、11月4日（水）、静岡市民文化会館（静岡市葵区）で開催し、およそ90名の方が参加されました。

過労死遺族の声として、広告代理店過労死遺族で厚生労働省過労死等防止対策推進協議会委員である高橋幸美氏より、「高橋まつりはなぜ亡くなったのか－若者の過労死を防ぐために－」と題して講演が行われました。

また、同協議会委員である川人法律事務所 弁護士川人博氏より、「過労死・ハラスメントをなくすために」と題して基調講演も行われました。



高橋幸美氏（写真右）による講演の様子



病気になっても働き続けるポイントを解説するセミナーを開催します（1月14日）

治療と仕事の両立支援

オンライン地域セミナー
事前登録受付中

一緒に考えよう

東海・北陸エリア 令和3年1月14日（木）13:30～

参加無料

事前に視聴

主催者挨拶、基調講演を、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」で配信しています。複数の講演を配信していますので、オンライン地域セミナーの前に、ぜひご覧ください。

1月14日

オンライン地域セミナー

第一部 パネルディスカッション
東海・北陸エリアの事業者や人事労務担当者による
基調発表・ディスカッションライブで配信します。

第二部 オンライングループワーク
模範事例を用いて参加者同士の意見交換を行い、
具体的な取組について考えます。

参加申し込み 下記にアクセスしてください。

ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/symposium/2020/>

厚生労働省

令和3年1月14日、「治療と仕事の両立支援オンライン地域セミナー」が開催されます。

第一部パネルディスカッション、第二部オンライングループワーク、で構成され、いずれもポータルサイトから事前登録することで、参加申し込みができます。参加は無料です。奮って御参加ください。なお第二部のオンライングループワークは定員がありますので、申し込みはお早めにて。

- 第一部 パネルディスカッション
事業者や人事担当者による事例発表をライブで配信
- 第二部 オンライングループワーク
模範事例を用いての参加者同士の意見交換

参加申し込みはこちら → [治療 両立ナビ 検索](https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/symposium/2020/)

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/symposium/2020/>

「新卒応援ハローワークの利用方法」の動画を配信開始しました

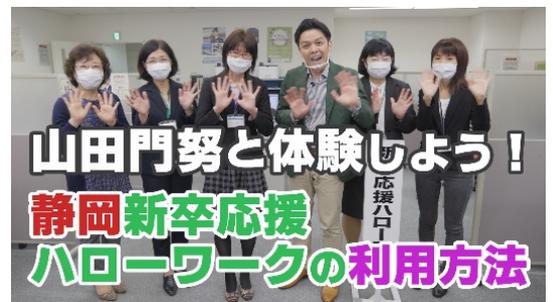
静岡労働局は、新型コロナウイルス感染症の影響により、就職活動に苦慮する学生への就職支援を全面的にバックアップするため、新卒応援ハローワークの利用方法について動画を配信いたします。

この動画では、現在、テレビ等中心に各メディアにおいて活躍しておられる静岡県出身タレントの“山田門努”さんに、実際に新卒応援ハローワークを体験していただき、学生目線による利用方法を動画にまとめています。

【動画配信日】
令和2年12月1日（火）10時～

【動画配信場所】
静岡労働局職業安定部公式YouTubeチャンネル

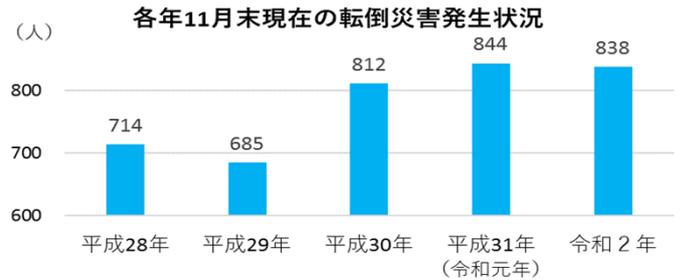
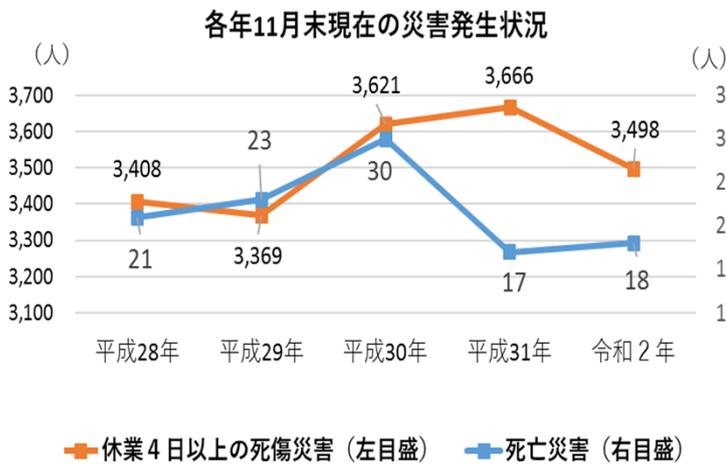
- 【動画種類】
- ・静岡新卒応援ハローワークの利用方法（約5分）
 - ・浜松新卒応援ハローワークの利用方法（約5分）



働き方改革セミナー（無料）開催予定

地区	12月	1月	2月	定員	セミナー時間	個別相談会	開催場所	申込先
下田		18日		10人	13時30分～15時	15時～16時	ハローワーク下田 会議室 (下田市4-5-26)	三島署
三島	24日		25日	15人	10時～11時30分	11時30分～12時	三島労働総合庁舎 2階会議室 (三島市文教町1-3-112)	
沼津	21日	25日	22日	20人	14時～15時30分	15時30分～17時	沼津合同庁舎 5階大会議室 (沼津市市場町9-1)	沼津署
富士 富士宮	22日		24日	5人	13時30分～15時	15時～17時	富士署 会議室 (富士市御幸町13-28)	富士署
清水 静岡	個別に署からご案内します			6人	個別に署からご案内します。		静岡署 会議室 (静岡市葵区伝馬町24-2)	静岡署
島田	18日	22日	19日	12人	13時30分～15時	15時～17時	島田労働総合庁舎 2階会議室 (島田市本通1-4677-4)	島田署
掛川		13日		10人	13時30分～15時	15時～17時	ハローワーク掛川 2階会議室 (掛川市金城71)	磐田署
磐田	9日		18日	8～10人	13時30分～15時	15時～17時	磐田地方合同庁舎 3階会議室 (磐田市見付3599-6)	
浜松	16日	20日	17日	30人	14時～15時30分	15時30分～17時	浜松合同庁舎 9階会議室 (浜松市中区中央1-12-4)	浜松署

静岡県内の労働災害発生状況（令和2年11月末現在）



「静岡労働局
ぬかづけ運動」実施中

転倒災害防止

静岡県有効求人倍率（令和2年10月）

<雇用情勢の概況> 県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある。

有効求人倍率（季節調整値）は0.93倍(全国39位)となり、前月を0.03ポイント上回った。

